

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会

「ちば民児協だより」編集委員会設置要綱

(目的)

第1条 公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会（以下「本会」という。）の広報紙「ちば民児協だより」を発行するため、「ちば民児協だより」編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の委嘱等)

第2条 委員会の委員は10名以内とし、本会の会員である民生委員児童委員の中から会長が委嘱する。

2 委員のうちから1名が委員の互選により委員長となり、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、必要に応じて、行政及び社会福祉協議会等の関係機関職員や学識経験者等を編集委員として委嘱することができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期は、一斉改選日を起算日とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、次の事項を担当する。

(1) 掲載記事の企画、立案、取材及び校正

(2) その他

(経費)

第5条 委員の交通費など、委員会の運営に要する経費は、原則として本会が負担する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年3月23日から実施する。

2 この要綱は、公益財団法人への移行認可に伴い平成25年4月1日から施行する。

3 平成26年4月1日一部改正

4 平成28年12月1日一部改正